

(様式2)

資料No.14

戸塚区連合町内会自治会連絡会5月定例会 議題

所管部署：戸塚区地域振興課

議題名：「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について

お願いしたいこと

事業の内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

(参考) 今回初めての議題です。

<問合せ先>

担当部署 市民局地域防犯支援課

担当者名 石橋・小川

TEL 671-3709 FAX 664-0734

Email sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について【協力依頼】

1 趣旨

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。

8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の**可能性がある場所をマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報**としてご活用いただくこととしました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】対象となる単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

3 マップを活用した申請について

(1) マップ（➡(5)参照）では、「紫色の円」の場所が、「暗がり」の可能性のある場所となります。

防犯灯の設置申請にあたっては、この「**紫色の円**」の場所を中心に**現地の状況をご確認**いただき、設置場所としてご検討願います。

【現地確認ポイント】

- ✓ 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- ✓ 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要となります。
- ✓ 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に防犯灯を設置するため）。

(2) マップの「**紫色の円**」以外の場所についても、実際に暗がりが生じているなど、**地域の防犯対策上、防犯灯が必要**と考えられる場所については、**従来どおり申請可能**です。

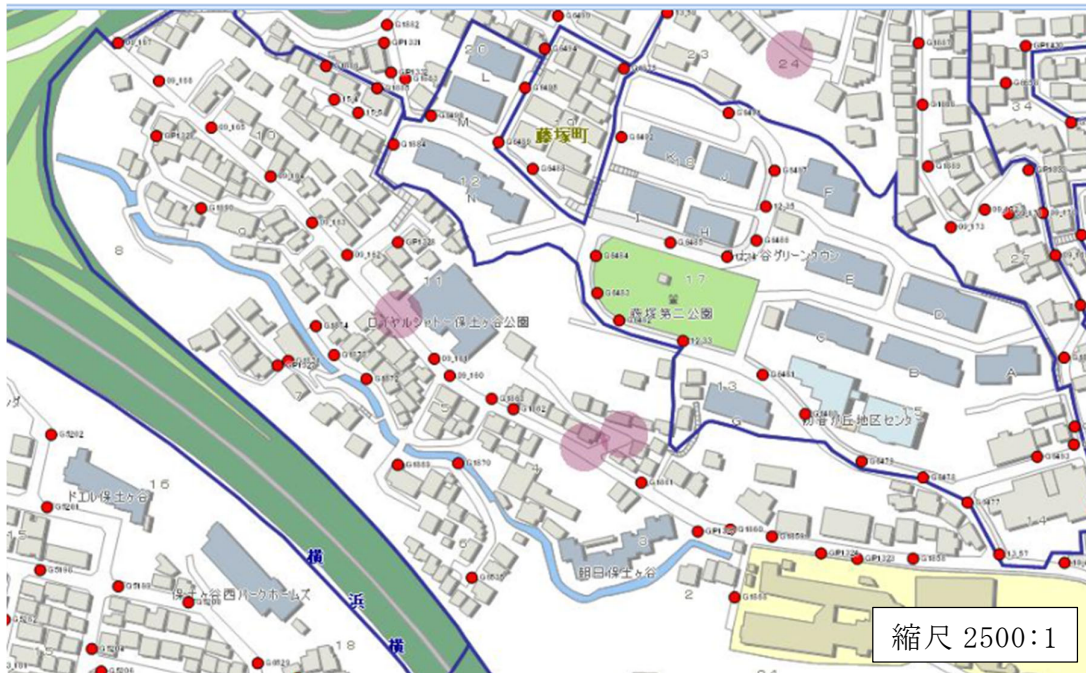
(3) 設置申請された場所に**電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置**する必要があります。鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、**現地の状況によっては設置できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。



(4) 申請期限：**令和8年7月14日（火）まで**

※自治会町内会ポータルにて申請いただくか、各区地域振興課まで申請用紙をご提出ください。

(5) マップの見方



- 青い線：単位町内会の区域です。
- 赤い点：既に設置されている市の防犯灯です。
- 紫色の円：住宅地内で「周囲 25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）」です。
(令和6年9月時点のデータをもとに表示)

市民局地域防犯支援課
石橋、小川
電話：045-671-3709
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

戸塚区地域振興課長 堀内 久一

「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について（協力依頼）

1 概要

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。令和8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における周囲 25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の可能性のある場所としてマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報としてご活用いただくこととしました。

該当する箇所のある自治会町内会におかれましては、後日、自治会町内会長あてにマップ等の資料を送付させていただきます。定例会等で情報共有・現地確認の上、防犯灯設置申請のご検討をお願いいたします。

なお、該当する箇所が無い自治会町内会には、マップ等の資料送付はありませんが、実際に「暗がり」が生じているなど、地域の防犯対策上、防犯灯が必要と考えられる場所については、従来どおり申請可能です。

2 マップを活用した申請について

(1) マップ上で、「紫色の円」で示した場所が「暗がり」の可能性のある場所となります。

該当箇所を中心に現地の状況をご確認いただき、防犯灯設置申請のご検討をお願いします。

【現地確認のポイント】

- 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要です。
- 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に設置するため）

(2) マップの「紫色の円」以外の場所についても、実際に暗がりが生じているなど、地域の防犯対策上、防犯灯が必要と考えられる場所については、従来どおり申請可能です。

(3) 設置申請された場所に電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置する必要があります。

鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、現地の状況によっては設置できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

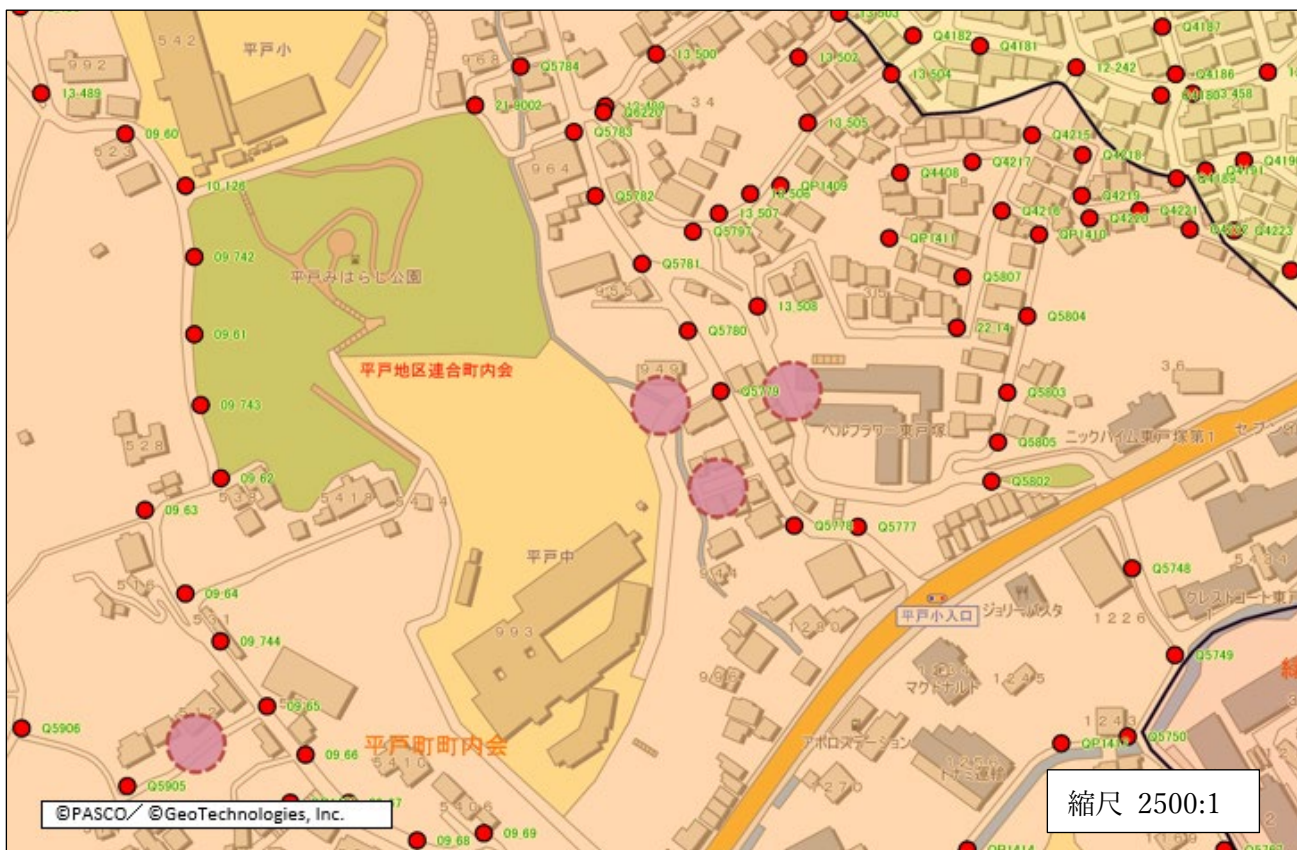
(4) 申請期限：令和8年7月14日(火)まで（マップ配布に伴い、申請期限が延長されています）

※申請の際には、マップに同封しました申請書をご利用ください。

(5) 申請期限に間に合わない場合は、来年度の設置申請とすることも可能と市民局より示されておりますので、申請期限後も引き続きご検討をお願いします。

なお、ご検討いただいた結果、申請を行わないと判断された場合は、マップに同封しました「申請しない理由」を区役所地域振興課へご提出ください。

(6) マップの見方



※マップは令和6年9月時点のデータをもとに表示されています。

【表示の説明】

● 赤い点 : 既に設置されている市の防犯灯

● 紫色の円 : 「暗がり」の可能性のある場所

→住宅地内で「周囲 25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）」

※注意：「紫色の円」が、下地の色によって紫色に見えない箇所があります。その場合は、「破線の円」がある箇所を「暗がり」の可能性のある場所として、ご検討ください。

担 当 戸塚区地域振興課地域活動係 五月女、江原
電 話 045-866-8411
FAX 045-864-1933
E-mail to-chishin@city.yokohama.lg.jp